



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第83回 憲法問題における弁護士会の「政治的中立性」とは？

憲法問題対策センター シンポ・企画部会 部会長 伊井 和彦 (37期)

憲法改正をめぐって、国会の動きは風雲急を告げている。今年3月24日に自由民主党の憲法改正推進本部が明らかにした憲法改正に向けての条文イメージ(たたき台素案)では、特に憲法と自衛隊の関係について、「憲法9条1項2項は変えず9条の2として自衛隊の存在を明記」という案を掲げており、秋の臨時国会で一気に憲法改正発議まで行くのではという見方もあり、情勢は混沌としている。

日弁連は、本年5月25日の定期総会でこの自衛隊明記問題に対し、「立憲主義を堅持し、恒久平和主義の尊重を求める立場から課題ないしは問題を提起する」という決議を行っているが、上記の政治情勢からしても、国会に具体的な改正案が提示されれば、それに対する具体的な見解を、日弁連や各弁護士会は改めて問われることになる。

もっとも、このような憲法改正問題について、日弁連や各単位会が一定の方向性を持った意見を述べることは、外部からも、そして弁護士会内部においても、強い異論がある。すなわち、「憲法改正問題は憲法解釈の問題ではなく政治問題であり、弁護士会は政治的中立性を保つべきで、意見を言うべきではない」「強制加入団体である弁護士会で、各個人の思想信条に関わり意見が割れる憲法問題については、意見を定めるべきでない」という反対論である。

しかし、弁護士法1条は、1項で「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と謳い、2項で「弁護士は、前項の使命に基づき、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない」としている。そして、その個々の弁護士の使命の達成を図るため、弁護士会が、基本的人権の擁護及び社会正義の実現の見地から、法律制度の改善等について会としての意見を明らかにし、それに沿った活動をすることも、弁護士会の目的の範囲内である(同法45条2項、31条1項参照)。ここで「基本的人権の擁護」とは、人権を侵害するおそれのある「公権力」からの擁護のほずで、その意味で、私たち弁護士及び弁護士会は、常に「権力に対峙」してその言動をチェックする立場にあるはずである(弁護士自治もそのためのものであろう)。

そうであれば、権力の側からの法制度の改正、まして最高規範であり立憲主義の砦である憲法の改正問題には、常にそれが恒久平和と人権尊重という憲法の基本理念を危険に晒さないか、猜疑心を持ってチェックし、問題点があればそれを指摘して国民に問題提起し、問題点が是正されなければ是正を要求することこそ、弁護士会の本来の使命である。

それなのに、政治家の間で意見が対立し弁護士会の中でも意見が割れたからと言って、それを「政治問題」と呼び「政治的中立性」という言葉で「弁護士会は意見を言うな、何もするな」ということになれば、憲法改正問題について弁護士会の本来の使命をおよそ果たすことは困難になってしまう。

本来、弁護士会にとっての「政治的中立性」とは、対峙する権力がどのような政治勢力であろうと(どのような政党が政治権力を握るかにかかわらず)、常に猜疑心を持ってチェックするという態度を変えない、政治権力に対して決して媚びず恐れぬ、ということのはずである。

無論、個々の会員弁護士にはそれぞれの思想・信条の自由があり、支持政党もあるかも知れない。そして、弁護士会が強制加入団体である以上、会が一定の結論や方向性に従った言動をすることまでを個々の会員に対し強制することはできない。

しかし、会員間の意見が分かれた時に、民主的手続をもって弁護士会の意思を決めること自体は、弁護士会という単位での問題意識の提起であって、何ら個々の会員に思想信条を強制するわけではなく、むしろ前述の弁護士会の使命を果たしていくためには必須であろう。

憲法改正問題においても(敢えて言えば死刑廃止問題についても)、意見が分かれることはむしろ健全で、大いに議論はなされるべきである。しかし、その上で、恒久平和と人権保障という憲法の基本理念の立場から、弁護士会が民主的手続をもって一定の方向性を決めて問題提起を行ったり意見を述べることは、決して「政治的中立性」に反するものではない。

当会の憲法問題対策センターにおいても、現在「自衛隊明記」憲法改正問題についての意見書を作成中であり、会員の皆さんに大いに議論していただきたい。